

漁業權遊漁規則

美山漁業協同組合

美山漁業協同組合内共第20号及び内共第22号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、美山漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第20号及び内共第22号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、うなぎ、おいかわ、うぐい及びあじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁業の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 3 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、友釣、ヤス・引っ掛け、ガリ、毛針釣、ルアー釣・フライ釣をいう。）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁 法	規 模
ヤス・引っ掛け、ガリ	釣糸は1.5号以下、ハリは9分以下 リールの使用は禁止
友 釣	リールの使用は禁止

- 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁 具・漁 法	禁 止 期 間
ヤス・引っ掛け	1月1日から8月15日まで
ガ リ	1月1日から9月14日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月15日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ	同 上
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	6月1日から11月10日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示（及び岐阜新聞に掲載）してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条に規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
武儀川 徳永堰堤上流から 下流60mまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい・あじめ どじょう・おい かわ
柿野川 西洞谷と東洞谷 合流点から西洞谷 上流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	同 上

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
武儀川支流神崎川谷合の落合橋上流300m下流100mの間	組合が定めて公示する 日より9月15日正午 まで	友釣 餌釣 ルアー釣 フライ釣 毛針釣
武儀川 富永の富永橋下流50m地点より下流へ200mの間		
武儀川 徳永の徳永堰堤より下流へ260mの間		
武儀川 佐野の佐野橋上流200m地点より、あみかけおおはし下流100mまでの間		
武儀川支流神崎川 片原の片原キャンプ場つり橋より瀬見橋下流250mまでの間		
武儀川 岩佐の美山大橋より下流へ300mの間		
武儀川支流神崎川 神崎の清流橋より下流へ350mまでの間		

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣	3, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
あまご、うなぎ、うぐい、 おいかわ、あじめどじょ う、(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣	1, 5 0 0 円	7, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、次のとおりとする。
ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類等
を提示し、組合が指定する遊漁証取扱店で購入しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	18歳以下	無 料	無 料
	心身障害者（身体障害者 手帳又は療育手帳の所持 者）・女性	1, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
雑 魚	18歳以下	無 料	無 料
	心身障害者（身体障害者 手帳又は療育手帳の所持 者）・女性	7 5 0 円	5, 0 0 0 円

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。
ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に
納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額
をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取
扱所には、「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

2 組合は、前項の遊漁者に対して、その違反の程度に応じて「岐阜県漁業調整規則」に定められた範囲内において、組合規程に定められた措置をすることがある。

附 則

この規則は、平成26年1月 1日から施行する。

この規則は、平成28年5月18日から施行する。

この規則は、令和 元年5月22日から施行する。

別記様式第1号（第10条関係）
年釣遊漁承認証（腕章型）

No _____	
○ 年度 ○ ○ 釣遊漁証	有効期限 本年十二月三十一日限り 遊漁区域 美山漁業協同組合管内 本証は他人に貸与してはならない。 再交付はしない。
住所 _____ 氏名 _____ (才) 美 山 漁 業 協 同 組 合	

日釣遊漁承認証（荷札型）
（表）

No _____	○
監視員 印	
No _____	
○ ○ 日釣遊漁証	
平成○年	
□ □ 月 □ □ 日 (曜日)	
遊漁料金○○○円	
取扱者 _____	
美山漁業協同組合	

No _____	
○○日釣遊漁証控	
発行年月日	
平成 年 月 日	
取扱者 _____	
美山漁業協同組合	

（裏）

○	
注意事項	
1 遊漁区域 美山漁業協同組合管内	
2 遊漁するときは必ず本証を見やすい ところにつけて下さい。監視員の指示が あれば速やかに提示して下さい。	
3 監視員チェックは切り離さないでく ださい。	
4 本証は本人以外の人が使用すること はできません。	
5 15cm以下のあまごを捕ることは 禁止です。	
6 本証に日付がないものは無効です。	
7 本証は再発行しません。	
